

ふらつと

とっとり人権情報誌

第38号

令和5年2月 発行

わたしたちも
自分の思いを
伝えたい！



特集

子どもは権利の主体者! — 子どもの意見表明権 —

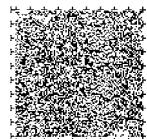
とり助



鳥取県人権文化センター
人権啓発キャラクター

Uni-Voice

文字情報を音声で読み上げるための「音声コード」です。
スマートフォンをお持ちの方は音声コードリーダーアプリ
「Uni-Voice」(iOS / Android版)、又は「Uni-Voice
Blind」(iOS版のみ)をインストールしてご利用ください。



特集

子どもは権利の主体者！ — 子どもの意見表明権 —

知ってる？子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）」をご存知ですか？これは子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年にこの条約を批准しています。

この条約では18歳未満を子どもと定めています。そして、子どもは「**保護の対象者**」であり、「**権利の主体者**」であるという2つの側面を持った存在であると考えられています。

保護の対象者

社会経験が少なく、生きていくための知恵や自立する力が十分に育っていない子どもは、成長過程において特別な保護や配慮、サポートが必要な存在。

権利の主体者

「子ども期」というライフステージにあるというだけで、大人と同様、子どもも一人の人間。個人としての人格や意思があり、自らの権利を行使できる存在。

この条約は前文と本文の54条からなり、大きく分けて4つの権利が記されています。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること。

育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。

守られる権利

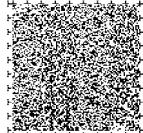
紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働から守られること。

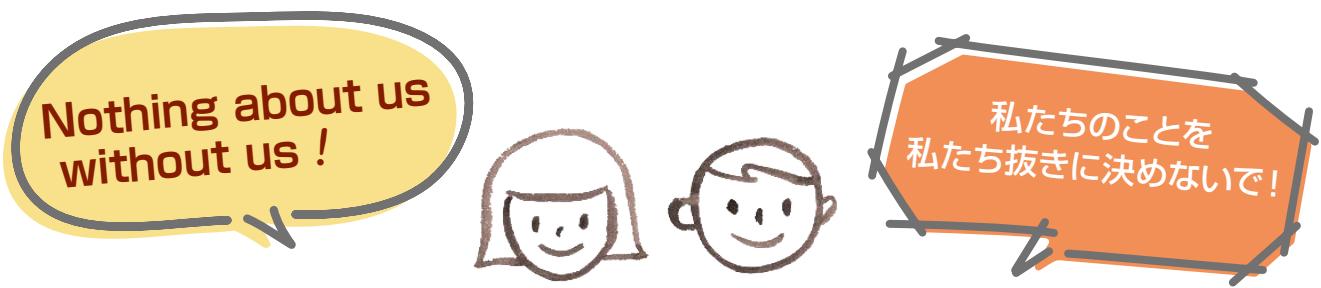
参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」は、子どもを保護の対象者として捉えている側面が強いでしょう。

一方、「参加する権利」は、子ども自身が自分の意思や願い等を意見として表したり、自分に関係のある様々なことや状況を良くしていこうと行動を起こしたりする権利であり、子どもを権利の主体者として捉えている側面が強いと言えるのではないでしょうか。





子どもの意見表明権

「子どもの権利条約」では、第12条で子どもの「意見表明権」を保障しています。

『子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません』（子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳）。

しかし、「子どもには適切な判断ができない」「子どもは大人の言うことを聞くものだ」と思い込んでいたり、「子どもは何を言い出すかわからない」「権利を教えると子どもが生意気になる」等と考えたりして、子ども自身に関わることであっても本人の意思や願いを尋ねることなく大人が勝手に決めてしまったり、子どもの意見を軽く扱ったりすることが多々あるのではないかでしょうか。

子どもの権利条約 第12条 意見表明権

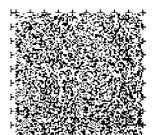
- 1.締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2.このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取する機会を与えられる。

Nothing about us without us! —私たちのことを私たち抜きに決めないで！

これは2006年の第61回国連総会において「障害者権利条約」が採択された際に合い言葉のように使われた言葉です。当事者である障がい者不在の中、健常者だけで障がい者の権利についてのルールを決めたり、良かれと思い勝手に道筋を定めたりすることは、当事者を排除し、人権を軽視する行為であると世界全体で共有されました。

この言葉（原則）は、社会生活をする上で弱い立場にある子どもにとっても同様です。子ども自身に関わることに対し、本人の意見を聞かず、大人が勝手に決めてしまったり、良かれと思って子どもの将来を方向付けてしまったりすることは、子どもを権利の主体者として見ておらず、子どもの人権を軽視していると言わざるを得ません。

意見表明権は、子どもが一人の人間として大切にされるために欠かすことのできない人権の1つです。



こども基本法が施行されます

令和5年4月1日より、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとって策定された、「こども基本法」が施行されます。この法律は、子どもの権利を包括的に保障する日本ではじめての法律です。

基本理念を示した第三条の第三号と第四号には、全ての子どもに意見を表明する機会を保障し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう記されています。

法律の目的

次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。



第三条 基本理念

●第三号

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

●第四号

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

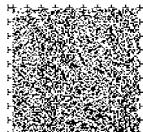


この法律では以下のようなことを定めています。

- 国は、基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置く。
- 各都道府県や市町村は、こども施策の策定及び実施についての責務とともに、「こども計画」を定めるよう努める。
- 事業主は、基本理念にのっとりその雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう必要な雇用環境の整備に努める。
- 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努める。 等

※この法律における「こども」とは、心身の発達の過程にある者を言います（第二条）。

※基本理念は、第一号から第六号まであり、子どもの人権保障、差別の禁止、適切に養育されること、社会環境の整備等についても定められています。



子どもアドボカシーと子どもの意見表明

「アドボカシー」とは、社会的に弱い立場に置かれがちな人の声を大きくし、意思決定の場において、その要望を実現していくことです。「子どもアドボカシー」は、子どもとパートナーになってその声を届け、結果を出していくことです。

現在、鳥取県では専門家や児童養護施設、児童相談所や社会的養護経験者等で「鳥取県版のアドボカシー制度」が整えられています。

子どもには意見を言う力がある

鳥取県内には、子どもアドボカシーを推進する県内児童養護施設等の当事者団体「Hope&Home（以下、H&H）」があります。H&Hは、2019年末に鳥取こども学園のユースリーダー（社会的養護下で生活する高校生年齢から30歳以下の入所児童及び退所者）等で結成されました。

H&H世話人で、長年にわたって施設の子どもたちとともに過ごしてきた鳥取こども学園園長の藤野謙一さん（鳥取市）は次のように話します。



施設内で暮らす子どもたちには、施設や児童相談所等の環境や、政策等に対する不満や要望等、様々な思いがあります。

当事者である子どもたちの意見表明に際し、大人がやみくもに「あなたの意見を言ってください」と投げかけるだけでは十分ではありません。子どもたちは、これまで安心・安全な環境で自分の意見を言う機会をあまり持てていませんでした。また、意見を言ったとしても、何も変わらなかったという経験もしてきました。

子どもアドボカシー等、子どもが参加する活動をする時に、大人にとって乗り越えるのが難しいけれど、とても重要だと思うことがあります。

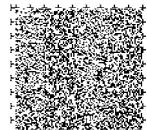
1つめは、大人が子どもを守るというような「子どものために」ではなく、「子どもと一緒に」という考え方方にシフトチェンジすることです。

2つめは、「子どもの最善の利益」という考えを、時に大人の言い訳に使うことがあるので注意しなければいけません。

3つめは、子どものことは自分が一番知っているというおごりを捨てることです。

4つめは、大人も子どもも、お互いの話を最後まで聴くことが意外にできていないということです。子どもたちからも「自分に対する職員の思いを初めて知りました」という声が必ず聞かれます。

5つめは、「子どもには意見を言う力がある」と信じることです。これが最も重要で、私もいつも反省するのですが、子どもたちが「自分たちを力のない弱い人間だと勝手に思わないでほしい」と必ず言うことからも、このことがとても大事だということがわかります。



鳥取県からのお知らせ カラーユニバーサルデザインって何だろう？

●カラーユニバーサルデザインとは

色覚（色の感じ方）は、味覚や嗅覚と同じように実は人それぞれに違います。このため、見分けやすくするためにつけられた色づかいが、かえって見分けにくくなるなど、色による情報を正確に受け取れず困っている人もいます。また、疾病などにより他の人と色の見え方が異なるケースもあります。

誰に対してもきちんと正しい情報が伝わるように、色の使い方などにあらかじめ配慮することを「カラーユニバーサルデザイン」といいます。2色以上の色を使うときや写真などの上に文字を載せるときには、できるだけ多くの人が見分けられる色遣いを行い、その上で形や塗分けなどを併用することで、「読めない」、「使いづらい」といった状態を解消し、情報が正確に伝わるようにあらかじめ配慮する取組が必要です。

●カラーユニバーサルデザインの進め方

Step1 色の感じ方の違いによっておこる問題を理解する

例えばカレンダーも色使いによっては、祝日が分からずという問題が発生します。



Step2 色の組み合わせに配慮し、原案を作成する

以下を参考に原案を作成してみましょう。

見分けにくい色の例			
文字の色と背景の色に明暗の差（コントラスト）がないため、色を見分けることができない人がいる可能性があります。文字が読みにくいまたは文字が書かれていることに気がつかないといった問題が起きます。			
鳥取県 白色と黄色	鳥取県 赤色と黒色	鳥取県 赤色と緑色	鳥取県 赤色と紫色
鳥取県 緑色と茶色	鳥取県 濃い青色と黒色		

見分けやすい色の例			
背景の色と文字の色には、はっきりとした明暗の差（コントラスト）をつけています。暗い色の背景には明るい色を文字に使用し、明るい色の背景には暗い色を文字に使用し組み合わせます。			
鳥取県 白色と青色	鳥取県 黄色と青色	鳥取県 白色と緑色	鳥取県 黄色と黒色
鳥取県 白色と赤色	鳥取県 緑色の明暗		

A yellow cartoon character with a thought bubble containing a blue arrow points from the right table back to the left one, indicating a problem with color contrast.

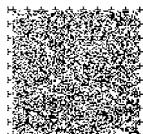
Step3 チェックツールを用いてチェックし、問題があれば修正する

パソコンやスマートフォンで使えるカラーユニバーサルデザインのチェックツールを用いて、読みづらい文字や識別しにくい線や色がないかチェックを行います。色弱模擬フィルタも活用できます。

○鳥取県人権・同和対策課では色弱模擬フィルタを貸し出しています！

発行物の確認や案内表示の確認のために利用できる色弱模擬フィルタを貸し出しています。ポスターやチラシの改善などにぜひご活用下さい。

色弱模擬フィルタの貸出や、さらに詳しい情報はこちらから（鳥取県HP）→



問合せ先 鳥取県総務部人権・同和対策課 人権啓発担当
TEL (0857) 26-7590 FAX (0857) 26-8138

～人権相談窓口、お気軽にご相談ください～

差別を受けたと思われたかたは、

一人で悩まず、相談してください!!

<差別行為>

- 誹謗中傷や著しく拒絶的な対応
- 不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- いじめ、虐待
- プライバシーの侵害
- 不当な差別的扱い



人権に関するご相談をお聴きし、県の「相談窓口」による
相談支援をはじめ、弁護士会、警察、法務局等と連携して支援します。

◎人権相談窓口

エリア	住 所	電話番号	ファクシミリ
東 部	県庁人権・同和対策課 鳥取市東町一丁目 220 (本庁舎3階)	0857-26-7677	0857-26-8138
中 部	中部総合事務所県民福祉局 倉吉市東巖城町2 (1階)	0858-23-3270	0858-23-3425
西 部	西部総合事務所県民福祉局 米子市糸町一丁目 160 (1階)	0859-31-9649	0859-31-9639

◆受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時（祝日・12/29～1/3を除く）

◆電子メール相談 jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

※E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(24時間受付・下記のこどもいじめ人権相談窓口の電子メール相談についても同様です。)

◎こどもいじめ人権相談窓口

電話相談	0857-29-2115 (24時間365日対応)
対面相談	県庁人権・同和対策課 (本庁舎3階) 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時（祝日・12/29～1/3を除く）
電子メール相談	ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp

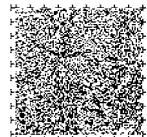
◎鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口

電話相談	0120-65-1010
開設日時	毎月第1・3水曜日 午後6時～8時 毎月第2・4土曜日 午後3時～5時



問合せ先 鳥取県総務部人権・同和対策課 人権相談担当

TEL (0857) 26-7677 FAX (0857) 26-8138



From

鳥取県立人権ひろば21

ふらっと



職場の人権

誰ひとり取り残さないための職場の人権シリーズ①

よかつたら “想い”を聴かせて～自分も相手も大切にするために～

(上映時間：29分)

職場における6つの人権テーマを切り口に、相手の想いを聞くことや自分の想いを伝えること、お互いを受け止め合うことの大切さを、登場人物たちと共に考えていくドラマ作品です。



障がい・生きづらさ

あなたの笑顔がくれたもの～周りから見えにくい障害・生きづらさ～

(上映時間：37分)

発達障がいやヤングケアラーなど、周りからは見えにくい生きづらさを抱える友人との関わりを通して、主人公が自分の想い込みに気づき、一人ひとりと向き合っていこうとする姿を描いたドラマ作品です。



公式アカウント 友だち募集中

- 本・コミックス・DVDの新着情報
をいち早くお届けします
- 資料の貸出予約もできて簡単便利
- 展示・イベント情報も公開中

ID:@909szxqr



QRコード

● 本・DVDの貸出冊数、期間

	本		DVD	
個人	10 冊	2 週間	2 本	2 週間
団体	50 冊	4 週間		

● アンケートにご協力お願いします

今後のお問い合わせの参考とさせていただきたま、本誌に関するご意見・ご感想をお寄せください。

とつとり人権情報誌



【開館時間】9時～17時

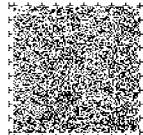
【休館日】祝日、年末年始、
県民ふれあい会館の休館日
【TEL】0857-27-2010
【FAX】0857-21-1714
【E-mail】furatto@tottori-jinken.org



ふらっとHP

● 駐車場について

ふれあい会館駐車場が満車の場合は、日本海新聞本社ビル駐車場をご利用ください。利用時間に応じて駐車場の無料サービス券をお渡しします。必ず駐車券をご提示ください。



発行

公益社団法人 鳥取県人権文化センター

〒680-0846 鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター2階

【TEL】0857-21-1712 【人権相談専用TEL】0857-21-1713

【FAX】0857-21-1714 【E-mail】t-jinken@tottori-jinken.org

【HP】<https://tottori-jinken.org>



センターHP